

裁 決 書

審査請求人

処分庁

審査請求人が平成29年8月29日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項に基づく生活保護変更申請却下（タクシー移送による通院移送費不支給決定）処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

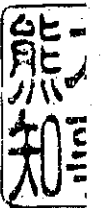
本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成20年6月16日、[REDACTED]は、同日付けで審査請求人の保護を開始した。
- 2 平成24年4月1日、[REDACTED]に伴い、審査請求人に対する保護の実施責任が、[REDACTED]から処分庁に変更となった。
- 3 平成28年12月2日、処分庁は、審査請求人から、自転車で通院中であるが、緊急に体調を崩した場合にタクシーによる通院移送は出来ないのか相談があり、通院移送費は病状調査及び囑託医協議により認められなければ支給できないことを説明した。
- 4 平成28年12月7日、処分庁が、[REDACTED]において審査請求人の病状調査を実施した結果、血圧のみの処方であり、病状を踏まえてタクシ

一で通院することは妥当ではないとのことであった。

- 5 平成28年12月14日、処分庁は、審査請求人のタクシーによる通院移送について嘱託医協議を実施したが、タクシーでの移送が必要との判断はなかった。審査請求人が訴える全身の痛みについては、主治医から鎮静剤が処方されていないため、服薬で痛みをコントロールできなければ再度検討することとなった。
- 6 平成28年12月19日、処分庁は、審査請求人から、タクシーで[REDACTED]へ通院し、通院移送費を支給してほしいとの相談を受け、上記4の病状調査と上記5の嘱託医協議の結果を伝えた。
- 7 平成28年12月28日、処分庁は、審査請求人の移送費について[REDACTED]へ病状調査を実施した結果、整形外科の治療は無く、基本的に身体に痛みがあるときは安静にすることが望ましいとのことで、タクシーによる通院移送が必要との判断はなかった。
- 8 平成29年1月6日、処分庁は、審査請求人のタクシーによる通院移送について嘱託医協議を実施した結果、痛みがあるときは安静にすることが望ましく、認められないとの結論に至った。
- 9 平成29年1月12日、処分庁は、審査請求人に上記8の嘱託医協議の結果を電話で伝えた。
- 10 平成29年1月17日、処分庁は、審査請求人から、自転車で通院できない時はタクシーで通院可能かとの質問を受け、生活保護制度上の通院移送費の取扱いを説明した。
- 11 平成29年1月19日、処分庁に対し、審査請求人から通院移送費について支給するよう訴えがあった。
- 12 平成29年2月7日、処分庁は、審査請求人から、通院移送費については現在の病状を踏まえ判断してほしいとの申立てを受け、審査請求人の意向を考慮し[REDACTED]へ病状調査を行うことを説明した。
- 13 平成29年2月9日、処分庁が、[REDACTED]に審査請求人の病状調査を実施した結果、日常生活において普通に歩行し、麻痺も見られず、痛みの感じ方は不明であるが、検査結果上、意識消失するような痛みはないと思われ、普通に考えるとタクシーによる通院移送は必要ないとのことであった。
- 14 平成29年2月15日、処分庁は、審査請求人のタクシーによる通院移送について



嘱託医協議を実施した結果、痛みについては[REDACTED]への受診を指導し、強迫性障害への治療として心療内科への受診を継続して指導する必要がある、また、タクシーによる通院移送は必要ないとの結論に至った。

15 平成29年2月21日、処分庁は、審査請求人のタクシーによる通院移送について、平成27年7月31日付け[REDACTED]主治医による医療要否意見書を基に、精神科嘱託医協議を実施した結果、最近の受診がないのでどの程度の病状か判断できず、また、精神科受診により頸椎の痛みを根本的に治すことは出来ず、整形外科、内科の医療機関へ公共交通機関を利用して受診しているのであればタクシーによる通院移送は必要ないとの結論に至った。

16 平成29年3月3日、処分庁は、審査請求人から通院移送費について、どのような場合に支給が認められるのか、どの病院でどのような内容の話を聞いたのか、誰とどのような内容を協議したのか、どのような理由で支給が認められないのか、なぜ結果を連絡しないのか文書で回答を求める申立てを受けた。

17 平成29年3月23日、処分庁は、審査請求人にタクシーによる通院移送費の支給を認めないことを文書で回答した。

18 平成29年3月30日、処分庁は、審査請求人から、通院移送費の申請以降結果が出るまで117日経過していることや、協議結果で電車、バスの利用が可能であれば何故手続をしないかなど10項目について文書で回答するよう要望を受けた。

19 平成29年4月26日、処分庁が、審査請求人の病状悪化時の通院移送について[REDACTED]へ病状調査を実施した結果、頸椎が右へ傾斜し頭痛の訴えがあり、手術が必要なため[REDACTED]への通院を紹介したところであるが、痛みが強い場合はタクシーによる通院を認める余地はあるとのことであった。

20 平成29年5月2日、処分庁は、審査請求人の病状悪化時の通院について[REDACTED]へ病状調査を実施した結果、整形外科として大きな問題はなく、タクシーを利用しなければならぬほどの痛みが出ることは考えられず、体調に応じて自転車や市電、バスによる通院で十分であるとのことであった。また、審査請求人の主訴は精神科での問題であり、[REDACTED]の医師へ精神科を紹介してもらうよう説明しているとのことであった。

21 平成29年5月11日、処分庁は、審査請求人の病状悪化時のタクシーによる通院について嘱託医協議を実施した結果、タクシーを利用しなければならぬほどの痛み



が出ることは考えられず、体調に応じて自転車や市電、バスによる通院で十分であるとの結論に至った。

同日、処分庁は、審査請求人に結果を伝えるとともに、今後、病状調査でタクシーによる通院の必要性が認められた場合には、通院移送費を支給することを説明した。

22 平成29年6月19日、処分庁は、審査請求人に同年3月23日付けで教示文を追加した本件処分通知書を手渡した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

■■■■■■■■■■病院医師から手術が必要で、何かの衝撃を受けた場合、呼吸困難を起し死に至ることもあるので注意が必要との説明があったことを処分庁へ報告したにもかかわらず、処分庁は十分な調査を行わず、また、理由の説明がないまま不支給決定を行ったため、処分の取消しを求める。



2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人からタクシーによる通院移送について相談があった平成28年12月2日を申請日とみなし、病状調査や「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。)に基づき嘱託医協議を行った結果、審査請求人の病状においてはタクシーによる通院移送費の支給を認めるに足る根拠は確認できず、本件処分を行ったものであり、本件審査請求には理由が無く、棄却する裁決を求める。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 申請保護の原則について、法第7条は、「保護は、要保護者、その他扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始する」と規定している。
- (2) 申請による保護の開始及び変更について、法第24条第1項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成する

ことができない特別の事情があるときは、この限りではない。

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
 - 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
 - 三 保護を受けようとする理由
 - 四 要保護者の資産および収入の状況（略）
 - 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項
- と規定している。

(3) 法第24条第2項は、「前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない」と規定している。

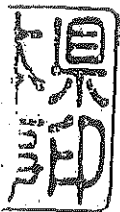
(4) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない」とし、同条第4項は、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない」と規定している。

(5) 法第24条第5項は、同条第3項の通知は、「申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、(略)その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる」とし、同条第6項は、「保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第3項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない」と規定している。

(6) 法第24条第9項は、「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する」と規定している。

(7) 生活保護法施行規則（昭和25年5月20日厚生省令第21号）第1条第2項は、「保護の実施機関は、法第24条第1項の規定による保護の開始の申請について、申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならない」としている。

(8) 生活保護手帳別冊問答集2016（中央法規出版株式会社発行。以下「問答集」という。）問9-1の答は、申請は必ずしも書面により行わなければならないとする



ものではなく、口頭による申請も認められる余地があるとする一方、口頭により保護の申し出があった場合には、あらためて書面で提出することを求めたり、申請行為があったことを明らかにするための対応を行う必要があるとしている。

(9) 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第4の3は、移送費の医療扶助基準について、移送に必要な最小限度の額と定めている。

(10) 運営要領第3の9の(1)は、給付方針について、移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすることとしている。

(11) 運営要領第3の9の(3)は、給付の手続について、以下のとおり定めている。

ア 給付手続きの周知

要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。

イ 給付決定に関する審査

被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）（運営要領様式第18号の1）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。

ただし、医療要否意見書等により、移送を要することが明らかな場合であり、かつ、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合は、給付要否意見書（移送）の提出を求める必要はないこと。

(12) 生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について（昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（26の4）は、運営要領第3の9の(3)のイにいう「移送に要する交通費等が確実に確認できる場合」とは、医療要否意見書を例にとれば、当該治療に必要な通院頻度や移送の手段など移送に要する交通費等を確認するために必要な事項が「福祉事務所

熊知

への連絡事項」欄に記載されているような場合が考えられるとしている。

- (13) 医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について（平成20年4月4日社援保発第0404001号。厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）記1は、運営要領第9の（2）イに定める被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合には、より根拠のある形での審査等が福祉事務所に求められ、同記2は、申請に当たっては運営要領に定める様式12号を利用するとし、同記3は、被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合、給付対象となる医療機関の適否、給付対象となる交通機関の適否、給付対象となる通院日数、通院頻度の適否、費用の適否について十分な検討を行った上で、給付を決定するとしている。また、タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うとしている。

2 本件処分について

(1) 本件処分に係る処分庁の判断について

移送費の給付については、運営要領第3の9の（1）により、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うとしている。また、運営要領第3の9の（3）により、給付の審査に当たっては、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する囑託医協議等を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定するとされている。

また、保護課長通知記1において、運営要領第9の（2）イに定める被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合には、より根拠のある形での審査等が福祉事務所に求められ、同記2は、申請に当たっては運営要領に定める様式第12号を利用するとし、保護課長通知記3は、被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合、給付対象となる医療機関の適否、給付対象となる交通機関の適否、給付対象となる通院日数、通院頻度の適否、費用の適否について十分な



検討を行った上で、給付を決定するとしている。さらに、タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うとしている。

これに関して、処分庁は、審査請求人から運営要領で定められた申請書（様式第12号）を受理することなく、さらに、医療機関から給付可否意見書（移送）を徴することなく、平成28年12月7日以降、複数回にわたる病状調査及び嘱託医協議の実施のみでタクシー移送の必要性を検討した。審査請求人の病状については、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXにおいて、内科や整形外科的見地から調査を行ったが、移送の給付において、給付対象となる医療機関、交通機関、通院日数、通院頻度、費用の適否について十分な検討を行っていない。

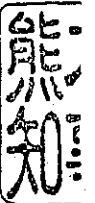
なお、医療可否意見書等において移送を要することが明らかで移送に要する交通費等が確実に確認できる場合は、運営要領第3の9の(3)のイただし書きにより給付可否意見書（移送）の提出を求める必要はないとされているが、本件の場合、処分庁は、課長通知問（26の4）で示されているように医療可否意見書により当該治療に必要な通院頻度や移送の手段など移送に要する交通費等を確認することを行っていない。

したがって、処分庁は、運営要領第3の9の(3)イによる給付可否意見書の徴取を行っておらず、また、保護課長通知記3のイによる給付対象となる医療機関や交通機関、通院日数、通院頻度、費用の適否について、処分庁が病状調査を行った医療機関が通院移送費の給付対象となる医療機関であるかどうかなどを十分に検討していないので、適否の判断が適正に行われたとは認められず、審査請求人からのタクシーによる通院移送費申請を却下する根拠とはならない。

(2) 手続について

問答集問9-1の答において、福祉事務所は、口頭により保護の申し出があった場合には、あらためて書面で提出することを求めたり、申請行為があったことを明らかにするための対応を行う必要があるとされている。また、移送の給付手続について、運営要領第3の9の(3)アにおいて、要保護者に対し事前申請が必要であることを周知するとされている。

これに関して、処分庁は、平成28年12月2日に審査請求人から通院におけ



るタクシー利用について相談を受けて以降、平成29年3月23日に通院移送費の支給を認めないことを審査請求人へ文書で回答するまで、審査請求人に対し申請手続きが必要であることを説明していない。

そのため、審査請求人は、申請手続きを了知できず、口頭で要望を行い文書で回答を求めたものと思われる。

また、平成29年3月23日、処分庁は、審査請求人からの求めに応じ、審査請求人から通院移送費について相談を受けた日を申請日とみなし処分を行ったとしているが、処分決定の通知を行うまで3か月を超えており、法第24条第5項に基づく変更申請処理期間は守られていない。さらに、不支給決定通知書において同条第4項に基づく処分理由も十分に記載されていない。

したがって、本件処分は法令や運営要領等に示されている手続的要件を満たしていない。

(3) 以上により、本件処分は、その根拠となる判断が法令、通知に基づき適正に行われたとは認められず、また、手続的要件も満たしていないことから、違法であると判断する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年5月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

